【算定方法の例①】

要介護2の夫と要介護1の妻 二人世帯

火曜日の午前9時から10時まで二人分の生活援助を利用する場合のプラン

		月	火	水	木	金	土	
第1週目	9:00~10:00		夫					
第2週目	9:00~10:00		妻					
第3週目	9:00~10:00		夫					
第4週目	9:00~10:00		妻					
第5週目	9:00~10:00		夫					

夫が3回、妻が2回となるため、翌月は第一週目を妻で位置づける等調整してください。

【算定方法の例1-2】

要介護2の夫と要介護1の妻 二人世帯

火曜日の午前 9 時から 10 時まで二人分の生活援助を利用する予定であったが、夫が入院等で第1週目及び第3週目が不在となった場合の請求

		月	火	水	木	金	土	
第1週目	9:00~9 : 30		妻					
			(一人分)					
第2週目	9:00~10:00		妻					
			(二人分)					
第3週目	9:00~9 : 30		妻					
			(一人分)					
第4週目	9:00~10:00		妻					
			(二人分)					
第5週目	9:00~10:00		夫					
			(二人分)					

夫が利用予定日に不在となった場合、曜日変更が可能か調整を行ってください。ただし入院などで調整が難しい場合は、妻一人分の生活援助を算定します。夫婦二人分の生活援助を行った分については、月の中で按分し算定してください。多少の偏りがあっても構いませんが、翌月以降で調整してください。

【算定方法の例②】

要介護2の夫と要支援2の妻 二人世帯

火曜日と木曜の午前9時から10時まで二人分の生活援助を利用する場合のプラン

		月	火	水	木	金	土	В
第1週目	9:00~10:00		夫		妻			
第2週目	9:00~10:00		夫		妻			
第3週目	9:00~10:00		夫		妻			
第4週目	9:00~10:00		夫		妻			
第5週目	9:00~10:00		夫		妻			

要支援 2 の妻の算定については、訪問型サービス費 A (II) 1 回あたりの単位数 \times 5 回で算定してください。なお、他の訪問型サービスを利用されている場合、月の合計単位数は包括単位数を超えないこと。

【算定方法の例2-2】

要介護2の夫と要支援2の妻 二人世帯

火曜日と木曜の午前 9 時から 10 時まで二人分の生活援助を利用する予定であったが、要介護の夫が第 1 週目及び 2 週目が入院で不在となった場合の請求

		月	火	水	木	金	土	
第1週目	9:00~9 : 30		妻		妻			
第2週目	9:00~9 : 30		妻		妻			
第3週目	9:00~10:00		夫		妻			
第4週目	9:00~10:00		夫		妻			
第5週目	9:00~10:00		夫		妻			

要支援 2 の妻の算定については、訪問型サービス費 A (I) 1 回あたりの単位数×7 回で算定してください。なお、他の訪問型サービスを利用されている場合、月の合計単位数は包括単位数を超えないこと。